

「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略（案）」  
パブリックコメント意見・対応一覧

※ 意見要旨は頂いた複数の意見を集約して整理しています。

No.	意見要旨	意見に対する考え方	意見数
<b>第1章 背景</b>			
1	1ページ4行目 背景、経緯については、種の保存法が制定されてこれまでの背景を明記するか、または、絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検会議の結果を簡素に記述すべきである。 「絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検会議」では、種の保存法の制定後これまでの経緯がまとめられている。平成20年6月からの経緯ではなく、制定後これまでの現状を記述すべきである。	ご意見を踏まえ、「第1章 背景」の冒頭に以下の文を追加します。 「我が国の絶滅のおそれのある野生生物に関しては、平成3年から環境省によるレッドリスト及びレッドデータブックが作成されており、平成4年に制定された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」や関連制度による様々な規制や保全の取組が行われてきた。」	1
2	1ページ、25行 「平成22年に閣議決定した「生物多様性国家戦略2010」において」を「平成22年に生物多様性基本法に基づいて閣議決定した「生物多様性国家戦略 2010」において」と修正すべきである。 生物多様性基本法に基づいて法定計画となっていることは重要であり、その旨、明記すべきである。	ご意見を踏まえ、「生物多様性基本法に基づいて」を追記します。	1
3	2頁25～27行目 附帯決議にあげられた「複数の措置」を具体的に記述すべき。 附帯決議は、国会が法案の採択に当たって政府につけたいわば注文であり、今後の法律の運用、見直しにあたって最大限尊重されるべきものである。したがって、本戦略においても踏まえるべき事項として紹介しておかなければならない。	附帯決議には11に亘る幅広い事項が含まれることから、ここではそのような附帯決議が発出されたことの説明にとどめ、詳細の内容については省略いたします。	1
<b>第2章 目的</b>			
4	2ページ31行目 「野生生物は、人類の生存の基盤である生態系の基本的構成要素であり」は「生物多様性の重要な構成要素である野生生物は、人類の生存の基盤である生態系の基本的構成要素であり人類の存続の基盤となっており、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えており」とすべき。 生物多様性基本法の前文の記述を踏襲すべきである。	ご意見を踏まえ、当該部分に言及のなかった「人類の存続の基盤となっている」旨を追記します。	1
5	保健所で処分されてしまうような犬、猫なども保護対象とし、保護活動をしている民間のNPO法人なども協力して、保護体制を構築してはどうか。 人間活動の範囲が広く多様化することにより、野生動物であった生き物が都市に住む生き物になったり、人間のペットであったのに身勝手な飼い主により捨てられる生き物もいるため。	本保全戦略は、生物多様性国家戦略や中央環境審議会の答申、種の保存法の改正法案に対する附帯決議等を踏まえ、絶滅危惧種の保全に重点を置き、その全国的な推進に向けた考え方や施策の展開を示すものです。	1
6	2ページ33～35行目 世界的目標は愛知目標だけでなく、「世界植物保全戦略」が採択されたことも追加で記述し、「世界植物保全戦略」に対する国内対応も記述すべき（域外保全への対応など） COP10において採択された種の保全に関する目標は、「愛知目標」だけでなく、「世界植物保全戦略」も重要な目標（例：目標7では絶滅危惧種の75%の域内保全を行う）もある。そのため、愛知目標を記述するのであれば、政界植物保全戦略が採択されたことも記述するのが妥当である。日本が議長国として採択したこれらの戦略に対して国内の対応を行う責任があり、愛知目標への対応だけでなく、「世界植物保全戦略」に対する対応を記述する必要がある。	本保全戦略は、閣議決定した生物多様性国家戦略2012-2020の国別目標の達成に向けて、絶滅危惧種の保全に関する基本的な考え方と施策の展開を示すものです。 なお、ご意見の世界植物保全戦略については、「第1章 背景」において言及することといたします。	1
7	3ページ1～5行目 これ以上、種を絶滅に向かわせてはならないことをしっかり明記すべき。 「絶滅危惧種の保全の一層の促進」ではなく、これ以上、種や地域個体群を絶滅に向かわせてはならないことを記述すべきである。また、生息・生育地の確保・拡大についても踏み込んで記述すべきである。	絶滅危惧種に関係する我が国の目標は、生物多様性国家戦略2011-2020の国別目標C-2に示されたとおりです。本保全戦略では、この目標の達成に向けて、基本的な考え方と早急に取り組みべき施策の展開を示すものです。	1
8	末尾に、地方自治体、特に市町村において、絶滅危惧種の保全戦略を策定する事が強く期待されること、そして、本戦略がその際の参考となる事を示す。 絶滅危惧種の保全は、具体的には、各地での関係者の連携・協働による取組に他ならず、特に土地利用に直接かかわることが多い市町村レベルでの戦略づくり及びその実施が伴っていることが重要。	絶滅危惧種の保全に特化した戦略の策定については、その必要性も含めて各地方公共団体において検討されるものと考えますが、ご意見を踏まえ、本保全戦略が、地方公共団体等の取組においても参考とされることを期待する旨、追記します。	1
9	3ページ14行目 「点検を行うこととし」を「点検とともに本戦略の改定を行うこととし」に修正すべき。 本戦略は「2020年までに300種追加指定を進める目標」のもと従来の施策から大きく転換する画期的な戦略であるため、現状では想定されていない様々な課題が、数年後には多数でてくる可能性が高い。そのため本戦略は定期的に点検を行い、戦略そのものを改訂することを事前に想定し、戦略に明記する必要がある。	本保全戦略は、生物多様性国家戦略2011-2020の国別目標C-2の達成に向けて施策の展開等を示すものであり、法定計画である生物多様性国家戦略の見直しの際に、適切に反映していくこととしたいと考えております。 絶滅危惧種の保全に特化した戦略の必要性については、今後の進捗状況や生物多様性国家戦略の見直しの状況等も踏まえて、検討いたします。	1
<b>第3章 わが国の絶滅危惧種の現状と課題</b>			
1. 第4次レッドリストの評価			

No.	意見要旨	意見に対する考え方	意見数
10	海洋生物の希少性評価の検討（海洋生物のレッドリスト）について記述を加えるべきである。また、北海道の希少種アザラシの記述も加えるべきである。 本保全戦略p.14に記された平成28年度を目途にした作成の件をここにも明記すべきである。沿岸・海洋の絶滅の恐れのある種について実態把握をしつつある旨、記述すべきである。また、北海道の希少種、ゼニガタアザラシの問題についても記述を加えるべきである。	第3章では、これまでの評価や点検から我が国の絶滅危惧種の現状と課題の概況を整理しているところであるため、個別の種の課題についてはここでは言及していません。なお、ご意見を踏まえ、既存の環境省レッドリストでは、純海産種は評価の対象から除外していたことから、平成24年度から、海洋生物の絶滅のおそれの評価の検討に取り組んでいるところである旨、追記します。	1
<b>2. わが国の絶滅危惧種の保全に関する現状と課題（平成23年度点検結果）</b>			
11	4ページ5～6行目 絶滅危惧種の代表的な減少要因として「開発、捕獲・採集、遷移進行、過剰利用、水質汚濁、外来種の影響、農業汚染、管理放棄等」が挙げられているが、「撮影・登山・スキーなどのレジャー」を含めるべきである。 レジャーによる絶滅危惧種の繁殖行動の攪乱が頻発しているためである。	これらの減少要因は、環境省のレッドデータブックや付属説明資料の情報を基に平成23年度に分析した結果によるものです。なお、レジャーによる影響は「過剰利用」に含まれているものと考えます。	1
12	4頁7行目 「ただし、」の前に、次の文章を挿入する。 「2010年の生物多様性条約COP10において発表された、生態系サービス（自然の恵み）の経済計測と政策立案を提案する「生態系と生物多様性の経済学（The Economics of Ecosystems and Biodiversity、略称TEEB）報告書」によれば、その低下の最大原因は開発行為である。」 生物多様性を保全するためには、最も重大な破壊理由を明らかにする事が重要と考える。	本項目では、我が国の絶滅危惧種に関する現状を整理したところであり、示された減少要因は、環境省のレッドデータブックや付属説明資料の情報を基に平成23年度に分析した結果によるものです。なお、開発も代表的な減少要因に含まれております。	1
13	4ページ、23～31行目 全ての県において希少種条例の制定が不可欠である旨、記述すべきである。 地方公共団体の31都道府県で希少な野生動植物の保護等を目的とした条例を制定されていることよりも、16県が制定されていないことが問題である。	ここでは、平成23年度に行った「我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検」の結果から、現状と課題を整理しているところです。	1
14	5ページ 表1 一定の区域内の開発規制（保護地域）に関連する代表的な既存制度の例として、「河川法」も記載してはどうか。 平成9年に河川環境の整備と保全を目的に加えた改正がなされ、多自然川づくりなどの事業を展開しながら河川流域の生物多様性に配慮するようになった経緯がある。	表1では、関連する代表的な既存制度の例を上げているところであり、絶滅危惧種の保全に関連する各種法令をここでは省略しています。なお、御意見を踏まえ、「既に失われた生息・生育地の再生等」の項に「その他各種法令に基づく生態系の維持・回復事業」を追記いたします。	1
15	5ページ 表1 沿岸・海洋の絶滅の恐れのある種について実態把握の現状から沿岸・海洋に関する法律や規制に関しても表に加えるべきである。 海洋生物のレッドリスト策定が進んでおり、沿岸・海洋の絶滅の恐れのある種について実態把握をしつつある現状から、表に記述を加えるべきである。	表1は、代表的な減少要因に対して想定される対策と、関連する代表的な既存制度を整理したものです。間接的にも絶滅危惧種の保全と関連する各種法令は、点検時に整理したところであり、ここでは省略します。	1
16	絶滅危惧種の保全制度そのものが形骸化される、あるいは適用されない状況が存在することを明確に記載するべきである。また、この認識のもと、第4章、第5章での議論が展開されるべきである。 沖縄県の辺野古・大浦湾においては米軍の飛行場が建設が、やんばる高江においては建設予定の米軍のヘリパッド6つのうちすでに2つが建設されている。どちらもジュゴンやノグチゲラなど絶滅危惧種が生息する場所であるが、米軍基地建設ということで、環境アセス等の日本の法制度は完全に形骸化されている、つまり適用されていないのが現状である。環境省は、この事実に向き合い、絶滅危惧種の保全制度そのものが形骸化され、適用されていないことを明確に記述することが必要である。	絶滅危惧種の保全にあたっては、対象とする種の特性や状況に応じて、関連する様々な制度を効果的に活用することが重要であると考えており、制度そのもののあり方だけでなく、制度運用の強化が重要である旨、記述しているところです。	1
<b>3. 希少野生生物の国内流通管理に関する現状と課題</b>			
17	6ページ ワシントン条約対象種の交雑個体に関する記述を加えるべき。 交雑個体の問題は、重要であり記述を加えるべきであるが、書き方については慎重に対応すべきである。種の保存法等が関わる違反事例の裁判では、交雑個体であることを理由とした刑罰逃れが見受けられるため、対応策を考える必要がある。	交雑個体の扱いについては、点検会議の提言のなかの規制の対象に関する記述の中で言及があることから、御意見を踏まえ、点検会議の提言の概要を追記します。	1
<b>第4章 基本的考え方</b>			
<b>1. 語句の定義</b>			
18	7頁4行目 「持続可能な」→「存続可能な」 生物多様性条約第2条の邦訳参照。	ご意見を踏まえ、「存続可能な」に修正いたします。	1
<b>2. 絶滅危惧種保全の優先度の考え方</b>			
19	7ページ、2～17行及び24～33行 地域個体群に関する記述を加えると同時に語句の定義に「絶滅の恐れのある地域個体群」を加えるべき。 例えば、四国のツキノワグマ個体群は、最も絶滅の恐れの高い個体群であるが、保護のための法的根拠を必要としており、まず保全戦略にその旨、書き込まれるべきである。保全戦略では地域個体群については、p.10の10行目にわずかにふれられているのみで、積極的な策が示されていない。	絶滅危惧種の保全対策を検討するにあたっては、地域個体群の状況も踏まえることが重要であり、その観点のご意見にあるとおり「3. 種の状況を踏まえた効果的な保全対策の考え方」において記述しております。一方2. は、保全に取り組む種の優先度を決定するにあたり、種の単位で評価すべき事項を示したものであり、原案のままいたします。	1

No.	意見要旨	意見に対する考え方	意見数
20	8頁「(2) 考慮すべき事項」9～11行目 次のとおり修文。 「上記の優先度を前提としつつ、以下のような観点も考慮して保全に取り組む種の対策の対象とする種を決定する。ただし、これらの視点が該当しない種については指定を劣後させるという趣旨ではない。」 対策を講ずるにあたっての優先度について7～8頁にかけて、いくつかグループ化された判断基準が記載されているが、それらの論理的関係が記述上不明確なので、明確にすべき。	(1)が、保全の実施主体や保全手法に関わらず、絶滅危惧種の保全の優先度を決定する際の基本的な考え方であるのに対し、「(2) 考慮すべき事項」は、環境省が主導して、全国レベルで保全に取り組むにあたって、考慮すべき事項を述べたものであり、原案のままいたします。	1
21	8ページ「(2) 考慮すべき事項」19行目に 「・海洋生態系の要となる海生哺乳類を含めた海洋生物の種」を追加する。 種指定の実績がないから、積極的に選定すべき。過去の種の保存法改正時において附帯決議に記述されている。	附帯決議にも記述されているように、海洋生物については、まず科学的見地に立ってその希少性評価を適切に行う必要があります。また、海洋生物の場合も、本項目に示された優先度の考え方や考慮事項を踏まえて、保全に取り組む種の優先度を検討する必要があると考えます。	2
22	8頁24行目 次のとおり挿入。 「海浜、河口等とくに消失・劣化の著しい環境に生息・生育し」 海浜、河口はある環境の例示と理解されるので、その環境が何か、一般的な定義を示した方がよい。	要因に係る後文との重複を避けつつ、「その環境変化に伴って」を「その環境の消失や劣化に伴って」に修文いたします。	1
23	8頁27行目 次のとおり修文。 「自然の状態では本来想定されない脆弱性の高い状況にある種」→ 「自然災害を含め生息環境の著しい攪乱、病気の蔓延等によりその存続が深刻な影響を受ける種」 個体数は安定しているものの、その生息地が限られた地域に集中している種の脅威としては、上記のように表現した方が明確ではないかと思われる。また、原案は「自然の状態では」としているが、このような種については自然災害による影響も考慮すべき。	該当箇所は、外部からの影響要因の内容に係わらず、ある種の脆弱性が、その種の自然の状態では、本来想定されない程度に高まっている状況を述べているものであり、「人為的な要因により、その生息地が一カ所に集中しているなど、影響を受けやすく、脆弱性の高い状況にある種」に修文いたします。	1
<b>3. 種の状況を踏まえた効果的な保全対策の考え方</b>			
24	「(1) 種の特性や減少要因等を踏まえた対策の選定」 外来生物による脅威に関する記述が欠落しているので記述をくわえるべきである。 外来生物による影響の記述が欠落しているが小笠原など島嶼域では、外来生物による影響が大きいことから記述を加えるべきである。	御意見を踏まえ、下記の文章を追加します。 「近年、外来種等による生態系への影響も一層深刻化しており、絶滅危惧種の重要な生息・生育地において影響を及ぼす又は及ぼすおそれのある場合には、優先的に防除することが重要である。」	1
25	9ページ6～8行 「捕獲・採取・レジャー圧が減少要因である種に関しては、捕獲・採取・生息地の通行規制等が有効であるとともに、生息・生育地の監視体制を取ることが重要である。また、学校教育や市民学習などにおいて野生動物との付き合い方の啓蒙につとめる」に改めるべき。 主な減少要因とは言いきれなくとも対策する必要がある。またレジャーを含めるべきである。これらは自然愛好家が起こしている問題であるため、規制するだけでは解決できない。	レジャー圧に関しては、生息・生育地の劣化に係る要因と考えられるため、後文の「保護地域による開発規制や」に「過剰利用の抑制」を追加いたします。 なお、本項目は種の特性や減少要因等を踏まえた対策の選定にあたっての考え方を整理しているところであり、普及に関する考え方は、「4. 計画的な保全対策実施の考え方」に記述しております。	1
26	9頁15～16行目 次のとおり修文。 「生息・生育地の保全だけでは種の存続が近い将来困難となる危険性のある種(ツシヤマネコ(CR)など)」→「生息・生育地の劣化が著しいが生態系の維持・修復を適時に行うことが事実上困難である種(ツシヤマネコ(CR)など)」 言わんとすることを明確にした。	生態系の維持・修復を適時に行うことが困難である場合以外にも、生息・生育地の保全だけでは種の存続が困難となる場合が可能性として考えられることから、原案のままいたします。	1
27	9頁16行目 緊急避難的な例として、ツシヤマネコの例の後に以下を挿入。 「生態学的遷移による生息・生育地の消失により存続が困難となる危険性のある種」 里山里地に生息・生育する絶滅危惧種は遷移により影響を受けているものが少なくないが、現状の里山里地環境を将来にわたって維持できる条件の整う場所は限られている。そのような種については生息域外保全も考慮すべきである。	「生息・生育地の保全だけでは種の存続が近い将来困難となる危険性のある種」に含まれるケースと考えられることから、原案のままいたします。	1
28	9ページ19行目「ライチョウ(EN)」の次に「ジュゴン」を追加する。 辺野古・大浦湾の海藻藻場が埋め立てられ生息生育環境が悪化するとともに、調査で確認された頭数が3頭と緊急な対策を要するから。	ジュゴンについては、生物多様性国家戦略に基づき、種の保存法の国内希少野生動物植物種の指定も視野に入れ、情報の収集等に努めているところであり、保全の手法を予断する引用は差し控えたいと考えております。	2
29	9頁の図1に「施策横断的な連携」とあるが、「省庁間の横断的な連携」も追加して頂きたい。 当保全戦略の発想の土台となるのはいわゆる「行政区分」ではなく、「流域地図」であるべきである。	図1は、実施主体にかかわらず、様々な保全対策の相互関係を整理したものです。なお、関連省庁との連携に関しては、「4. 計画的な保全対策実施の考え方」に記述しております。	1
30	10頁12行目 次のとおり挿入。 「種の分布、多様な生息地を利用する生態的特性や遺伝的多様性」 渡り鳥の保全についてもそうだが、保全ユニットの設定においてはこの点も重要である。	保全ユニットは個体群の範囲をいうものであるため、後半に「それぞれの状況に合わせた生息・生育地の維持・改善等の対策が重要である」旨、追加いたします。	1
31	10ページ、15～25行 IPCCの記述に加えIPBESに関する記述を加えるべき。 IPBESにおいても生物多様性保全の観点から議論がされていることから今後の政府の取組においても記述を加えるべきである。	該当箇所は、気候変動の影響を説明するためにIPCCの報告を引用したものであり、原案のままいたします。	1
32	10ページ、26行 野生生物種の安定的な存続と言う曖昧な記述には問題がある。「安定的な存続とは」現状維持なのか、現状よりも回復を目指すのか、明確な方針を記述すべきである。	どのような目標を設定するかは個々の種の状況により異なると考えますが、当該箇所は、「第2章 目的」に記述した絶滅危惧種の保全の目標を受けた記述であることから、目的に沿った表現に修文いたします。	1

No.	意見要旨	意見に対する考え方	意見数
33	10ページ、29行 「草の根の取組」を「地域に根差した市民団体等との取組」に修正すべきである。 適切な記述に変更すべきである。生物多様性基本法、第七条（国民及び民間の団体の責務）に記述されている通り、民間団体は法律として規定されている。	御意見を踏まえ、「地域に根差した市民団体等の取組」に修正いたします。	1
34	10ページ38行目～「（2）生息域外保全と野生復帰の考え方」 国際希少野生動物種の違法輸入生体については、輸出国またはその種の繁殖を目指す国内外の動物保護施設や動物園・水族館等の施設へ譲渡することも、絶滅危惧種の生息域外保全と位置づけるべきである。 国際希少野生動物種も生息域外保全の対象として考えるべきであり、条約に定められている輸出国への返送や適切な場所への譲渡も当該戦略に位置づけるべき。	本保全戦略において、生息域外保全は生息域内保全の補完として位置づけられており、その実施にあっては様々な要素を考慮する必要があることから、外国に生息する絶滅危惧種を国内の施設で飼育することの位置づけについては、更なる検討が必要と考えます。	1
35	11頁1行目以下 「生息域外保全（緊急避難、飼育・栽培・増殖など）及び野生復帰は生息域内保全が不可能な場合の例外的な措置とする」と改める 生息域外保全が安易な保全策として、その成功の見込みもないままに、多用される恐れがある。生息域外保全はあくまでも生息域内保全が不可能な場合の例外的な措置として位置付けるべきである。 「生息域内保全の補完」では、結局、生息域の破壊に対して、安易な生息域外保全という逃げ道を用意する結果となってしまう。	生息域外保全の実施にあたっては、様々な要素を考慮する必要がある点については、14行目以降に記述しているとおりです。一方で、生息域外保全の目的には「保険としての種の保存」や「科学的知見の集積」もあることから、原案のままといたします。	1
36	11ページ、36～40行 絶滅種の野生復帰（再導入）に関する記述にオオカミの再導入問題について記述を加えるべきである。 オオカミの再導入問題は、以前からされているが、懸念される問題が指摘されており、国の考えをしっかりと明記すべきである。	本項目は生息域外保全と野生復帰に関する基本的な考え方を整理しているところであり、個々の種の言及は差し控えたいと考えておりますが、絶滅種の野生復帰については多面的かつ慎重な検討が必要であることは、当該箇所にて記述しているとおりです。	1
<b>4. 計画的な保全対策実施の考え方</b>			
37	生物多様性地域戦略に関する記述を加えるべきである。 自治体の希少種条例のみならず、全国各地で策定が進んでいる生物多様性地域戦略との連動、連携も必要である。	御意見を踏まえ、「地方公共団体による関連条例や生物多様性地域戦略等に基づく施策との連携も図っていく。」に修正いたします。	1
38	12ページ「（2）各種制度の効果的な活用」 違法輸入個体を減少させるために、ワシントン条約附属書Ⅱ及びⅢの指定種についても、種の保存法の国際希少野生動物種としての指定を推進すべき。 少なくとも附属書Ⅱの掲載種については、輸出国の輸出許可書が必要であるのにも関わらず、ネット上その表示のない個体の広告が多く見られるため、種の保存法での規制が必要であると考えられる。	附属書Ⅱ及びⅢの掲載種については、ワシントン条約上商業目的の国際取引も可能となっており、これらについて国際取引による問題がある場合は、まず、附属書の改正により附属書Ⅰに掲載することや「取引量の多い附属書Ⅱ掲載種のレビュー」等の実施といった条約における対策の改善がなされることが第一であると考えます。 なお、本保全戦略は、わが国に生息・生育する絶滅危惧種を対象とし、その保全を全国的に推進することを目的として策定するものです。	1
39	（2）各種制度の効果的な活用 保護地域の制度のみならず都道府県に既に作られている希少種条例との連携に関する記述を加えるべきである。また、都道府県、市町村で策定されているレッドデータブックとの連携も不可欠である。	御意見を踏まえ、「地方公共団体による関連条例や生物多様性地域戦略等に基づく施策との連携も図っていく。」に修正いたします。	1
40	13ページ、4～9行 自然再生推進法に基づく基本方針の記述と整合性を持たせるべき。 改定される自然再生基本方針においても改正種の保存法の記述がされているが具体性が欠けている、自然再生基本方針および本保全戦略においても内容の整合性および具体的な取り組みについて記述すべきである。	具体的な取組は個別の案件ごとに検討することと考えますが、本保全戦略では自然再生推進法に基づく取組の促進を記述し、自然再生基本方針には本保全戦略の概念に沿って自然再生を推進することの重要性について記載することで整合性を図ることとしております。	1
41	13ページ、10～13行 猛禽類の記述にオオタカの記述を加えるべき。 現在、オオタカがレッドデータブックのランク引下げについて議論されているが、猛禽類に関する位置づけや環境省の考えを明記するとともに、ほかの種や生物分類群についてもダウンリスティングについての合意された基準を示すべきである。	当該箇所では、行動圏が広い種の例として猛禽類に言及しているところですが、オオタカに関しては、環境省レッドリストの絶滅危惧種に選定されなかったことを踏まえ、国内希少野生動物種からの指定解除の検討を行っているところですが、解除の検討のあり方については、「第5章 施策の展開」の「2. 絶滅危惧種の保全対策の推進」の（1）で記述しております。	1
42	13ページ15行目～「（3）保全体制等のあり方」 情報収集や今までどおりの見守りであればこれで良いが、何らかの策を講ずるのであれば他省庁との連携は不可欠。	他省庁との連携については「（2）各種制度の効果的な活用」において記述していることから、重複は避け、原案のままといたします。	1
43	具体性に欠ける記述であり、保全体制について国の役割、地方自治体の役割、市民団体の役割、企業の役割、研究機関等の役割があり、それぞれどのような関係性を持って保全体制を構築するのか具体的に記述すべきである。生物多様性基本法第21条の多様な主体の連携と協働、自発的活動の促進にそう施策が必要である。	本章は、環境省が絶滅危惧種の保全を推進するにあたっての基本的な考え方を示すところであり、特に4. では環境省における計画的な保全対策実施の考え方を整理しているため、項目を「4. 環境省における計画的な保全対策実施の考え方」に修正いたします。	1
44	絶滅危惧種の保護活動などの政府公認のマークをつくらせてはどうか。例えば、そのマークが添付されている商品の販売価格の1パーセントが募金される基金を創設し、活動予算等を確保してはどうか。 国民優先の国の財政状況によっては予算削減もあり得るので、活動費は民間の経済活動に伴って賄える体制がないと、恒久的な活動は困難であると思われるため。	今後の施策の検討にあたり、参考とさせていただきます。	1
<b>第5章 施策の展開</b>			

No.	意見要旨	意見に対する考え方	意見数
45	13頁 28-32行 大規模公共工事によって、希少生物の生息域（繁殖地、餌場、移動経路）が破壊分断されている現状についての考察、現行の環境影響評価法によっては、効果的な絶滅危惧種の保全が図れていないことについても一言ふれるべきである。 環境アセスメント評価書において、絶滅危惧種についての希望的で甘い予後観測、あるいは、不十分な保全措置（効果の検証されていない移植などがその代表であろう。）の記載しかないにもかかわらず、大型開発工事が止められない現在の環境アセスメント制度の不十分さにも言及すべきである。 また、環境アセスの対象が、13種類の特定の事業のうち大規模開発を伴うものに限られていることから、非対象事業が絶滅危惧種の生存及び生息域に与えているダメージを把握できる仕組みがないことも問題である。 これらの問題点の認識なしには、効果的な保全施策の打ち出しは難しいというべきである。	絶滅危惧種の保全には、環境影響評価制度を含め、関連する既存の様々な法令及び各種制度について、その目的や適用の考え方などそれぞれの特性や状況を把握したうえで、効果的かつ適切な活用を図ることが重要と考えます。	1
<b>1. 絶滅危惧種に関する情報及び知見の充実</b>			
46	現行の環境アセス法に基づく評価制度によって、どの程度実効的な絶滅危惧種の保全が図られているかの検証調査、及び、それを可能にする制度の整備にも言及すべきである。 現行環境アセス法の下での環境アセスでは、絶滅危惧種の予後についての希望的で甘い見通し、十分に検証されていない保全措置などが記載され、「影響は少ない」と結論づけられて大規模開発工事が行われている例が後をたたない。このような環境アセスの予後観測の的確性について検証しなければ、絶滅危惧種の生存、生息を脅かす大型開発工事から効果的な絶滅危惧種の保全を図ることはできないからである。	環境影響評価法に基づく環境影響評価手続を行う際にはご指摘のような観点を含めることが重要と考えます。今後の業務の参考とさせていただきます。	1
47	13ページ「（1）絶滅危惧種の生態及び生息・生育状況に関する情報の整備等」 モニタリングや情報蓄積の体制として、偏った情報及び考え方で物事が進められないためにも、レッドリストの評価に当たる専門家組織の活用について記述する必要がある。	御意見を踏まえ、「有識者の協力を得ながら」情報の整備を進める旨、追記いたします。	2
48	14ページ「（2）レッドリスト及びレッドデータブックの整備」 海洋生物のレッドリストの記述があるが、現状と課題に記述し関係性を持った記述とすべきである。 沿岸・海洋の希少種に対する基本的な方針と今後のレッドリスト及びレッドデータブックの充実は連動するものである。	ご意見を踏まえ、第3章の現状と課題に関する項目に、既存の環境省レッドリストでは、純海産種は評価の対象から除外していたことから、平成24年度から、海洋生物の絶滅のおそれの評価の検討に取り組んでいるところである旨、追記いたします。	1
49	14頁5-10行 海洋生物についても、レッドブック及びレッドデータブックを整備することには賛成である。 例えば、北太平洋域に生息するアカウミガメは日本列島の太平洋岸でしか産卵しないため、日本で産卵地を保護・保全しないと絶滅のおそれがある。そのような海洋生物についても保護の必要性が高いからである。	ご賛同の御意見として承りました。	1
50	現行のレッドリストで対象外とされている内部寄生生物についても対象とすべきである。 現行のレッドリスト及びレッドデータブックでは、非常に詳しく検討されている生物群がある反面、検討委員会にも専門家が含まれておらず、事実上対象とされていない生物群も存在する。特に寄生生物は生物多様性の大きな部分を占めているにも関わらず、これまでの経緯などからごく一部の外部寄生生物が対象になってきたのみであった。内部寄生生物、特に内部寄生虫についてはかなりの情報が蓄積されており、絶滅のおそれの非常に高い種も存在しているにもかかわらず（添付資料を参照）、まったく取り上げられていないのが現状である。	レッドリストの検討にあたっては、評価体制の形成の可能性等も含めて検討する必要があるため、具体的な分類群に関する言及は差し控えたいと考えますが、レッドリストやレッドデータブックの見直しの際に、「その効果的な実施を検討しつつ」推進する旨、追記いたします。	1
51	14ページ「（3）絶滅危惧種重要地域の抽出」を「絶滅危惧種重要地域・海域の抽出」と修正すべき。 愛知目標11を踏まえると、「地域」だけではなく「海域」も考慮すべき。	絶滅危惧種保全重要地域の具体的な抽出方法については、今後検討していく必要がありますが、現時点で海域の抽出が可能かの判断は出来かねることから、原案のままといたします。	2
52	里地などに生息する絶滅危惧種に関して、種の情報に加えて社会的な利用状況も踏まえて、重要地域の選定を行うことが必要。また、その際には地域の相補性解析を行い重要度のランク付けを行うことが必要。 すべての里地を維持することは困難であり、複数の絶滅危惧種の生息する里地について重要地域を抽出した後、今後の保全の可能性を考慮した上で、相補性解析等により優先的に取組を行う地域を抽出すべき。	里地里山については、別途、生物多様性保全上重要な地域を抽出することとしており（2. 絶滅危惧種の保全対策の推進の（3）を参照）、効果的な連携が必要と考えておりますが、ここでは、絶滅危惧種の保全に焦点を当て、重要な地域を抽出することとしております。	2
53	14頁14行目 次のとおり挿入する。 「保全上重要な場所を把握する必要がある。そこで、第4章2（1）（2）の考え方に基いて対象種を選定し、種の保全の観点から必要な空間スケールを考慮しつつ・・・」 「絶滅危惧種保全重要地域」の作成対象となる種の範囲を明示すべきである。	絶滅危惧種保全重要地域の具体的な抽出方法については、今後検討していく必要がありますが、例えば「絶滅危惧種が集中する地域」を抽出する際に、絶滅危惧Ⅱ類も含めて考えることが適切な場合も考えられるため、原案のままといたします。	1
54	14頁20行目 絶滅危惧種保全カルテとの関係についてふれるべきである。 カルテにおいては、保全重要地域におけるギャップ分析が当然必要になるなど、関連付が必要なことは明白。	絶滅危惧種保全重要地域は場に着目した情報の整備であるのに対し、絶滅危惧種保全カルテは個々の種に着目した情報の整備であることから、相互の情報の活用については、具体的な情報整備の過程において検討してまいります。	1

No.	意見要旨	意見に対する考え方	意見数
55	14ページ「(4) 絶滅危惧種の保全状況の分析」 「絶滅危惧種保全カルテ」の情報の更新等について記載を加える。 絶滅危惧種の保全のためには、指定後のモニタリング等による保全対策の効果検証が重要であり、これらの情報については検証のたびに対象種のカルテに記入されることが必要である。	御意見を踏まえ、絶滅危惧種保全カルテの作成にあたっての検討事項に「継続的な情報蓄積の手法」を追記いたします。	2
<b>2. 絶滅危惧種の保全対策の推進</b>			
56	15ページ～「(1) 種の保存法による絶滅危惧種の保全」 国際希少野生動植物種についての記載が全くないため、その保全について記載すべき。	本保全戦略は、わが国に生息・生育する絶滅危惧種を対象とし、その保全を全国的に推進することを目的として策定するものであることから、国際希少野生動植物種について言及しては、対応策の検討を継続して行う予定です。	1
57	15ページ【国内希少野生動植物種の指定の推進】 6行目 以下のとおり挿入。 「そこで、優先度の考え方(第4章2(1))を踏まえ、絶滅危惧ⅠA類(CR)又はⅠ類(CR+EN)のうち」 7～8頁の基本的考え方との整合をとった。	規制を伴う国内希少野生動植物種の指定においては、規制の必要性を説明するだけの情報が必要となることから、定量的な評価で絶滅危惧ⅠA類に選定された種を優先して検討することが適当と考えております。第4章の基本的考え方との関係については、追記いたします。	1
58	15頁10～11行目 以下のとおり修文。 「絶滅危惧ⅠB類(EN)やⅠ類(CR+EN)を含めて」→「絶滅危惧Ⅱ類を含めて」 7～8頁の基本的考え方との整合をとった。	規制を伴う種指定は、絶滅のおそれがより高い種から検討を進める必要があると考えていますが、我が国の中でも特に重要な生態系を形成する種や緊急の対策を要する種などは、カテゴリーに関わらず指定の検討を行うこととしています。	1
59	15頁13行目 以下のとおり挿入。 「また、第4章2(2)の「考慮すべき事項」を踏まえ、我が国の中でもとくに重要な生態系が見られ、固有種も多い……」 7～8頁の基本的考え方との対応を明確にした。	御意見を踏まえ、「第4章2.(2)の考慮すべき事項を踏まえ、」を追記いたします。	1
60	15頁19行の後に、「その際、全国的にはまだ生息・生育数が比較的多いにかかわらず、特定の地域では存続が脅かされている種(地域個体群)についても、対象として検討していく。」という一文を加える。 地域個体群を保全しなければ、生物多様性の重要な要素である遺伝子の多様性を保全できない。従って、国内希少野生動植物種の指定を推進するにあたっては、地域個体群についても対象とすべきであり、そのことを明確にすることが望ましいから。	絶滅危惧種の保全対策を検討するにあたっては、個体群の状況も踏まえることが重要であることについては、「第4章 基本的な考え方」の3.にも記述しているとおりで、全国レベルで規制がかかる国内希少野生動植物種の指定にあたっては、種全体としての状況から優先度を決定する必要があると考えます。	1
61	P15L23 「適切な情報管理を行ったうえで」を「各分類群の専門家からなる委員会(レッドリスト選定委員会など)において種指定の妥当性を科学的に検討し」に修正すべき 種の選定にあたっては科学的な検討が必要であるとともに、その選定プロセスの透明性を確保する必要がある。原案で示された「野生生物小委員会」は、この種指定以外の多数の議題を検討する委員会であり、この委員会の中で、2020年までに300種指定するため、国民から提案された種や、環境省の調査に基づく候補種を、科学的に1種1種丁寧に検討する時間はほとんどない。そのため、事実上環境省が決めた候補種を承認するだけの委員会となってしまうことが容易に想像できる。そのため、この委員会とは別に、専門の検討の場を設けて、科学的な検討を行う必要がある。	野生生物小委員会においても、指定の候補種の選定段階から検討すること予定しておりますが、御意見の各分類群の専門家からご協力をいただく体制も必要と考えることから、国内希少野生動植物種の選定にあたって「各分類群又は種の専門家の協力を得る」旨、追記いたします。	2
62	15ページ 中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会の下に各分類群の専門家からなる科学委員会を置くべきである。 絶滅危惧種は多くの分類群にまたがっており、野生生物小委員会の専門家ですべてを網羅することは不可能である。種の選定や種の保存の取組を専門家が検討する仕組みを組み込むことが必要。	野生生物小委員会においても、指定の候補種の選定段階から検討すること予定しておりますが、御意見の各分類群の専門家からご協力をいただく体制も必要と考えることから、国内希少野生動植物種の選定にあたって「各分類群又は種の専門家の協力を得る」旨、追記いたします。	2
63	15ページ23～24行目 下線を追記する。 「中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会に諮り、指定の候補種を国民参加で検討する。」 種の選定にあたって「国民の提案」を唱えている立場からすれば、議論も公開性が望ましいと考える。	種指定の必要性が公開で議論されてから実際に規制が効力を発するまでの間に、駆け込み的に捕獲採取圧が高まることのないよう、野生生物小委員会の公開のタイミングは慎重に検討が必要と考えます。	2
64	P15L24 に下記の「」内の文書を追加すべき 「なお、提案された種に対して、指定の採否の結果と、理由を公表する(ただし、提案者が公表を望まない種に関しては公表しない)」 国民による提案制度は、提案者が貴重な分布情報などの提供も含めた国民との協働による保全活動の推進する施策の根幹をなす重要な仕組みであるが、提案された内容の検討プロセスの透明化が欠かせない。しかし、原案では、提案者に対する回答方法が明記されておらず、提案者はどのような理由で提案した種が採用、却下されたのか全くわからないため、今後、環境省と提案者間で軋轢を生じさせる可能性があることと、透明性が欠如しているため提案制度を活用し、情報提供を積極的に協力する人はほとんどいなくなり、制度として機能しないと予想される。選定プロセスを透明化し、多くの国民の協力のもと保全を推進させるために、回答方法を戦略に明記することが必要である。	提案者に対するフィードバックのあり方は、今後、提案を受け付ける体制を整備するにあたって検討してまいります。規制の可能性が公開で議論されることにより、種の捕獲採取圧が高まることのないよう、対応には注意が必要と考えます。	2

No.	意見要旨	意見に対する考え方	意見数
65	この項目の中に次の文章を入れるべき「海洋生物は、絶滅の危険性が高い種を含むにもかかわらず今まで指定の実績がないため、レッドリストなどの絶滅の危険性に応じて種指定を積極的に進める。」 原案では、平成25年の衆参両議会における付帯決議10項で示された「海洋生物を積極的に種指定の候補とすること」に対応していない。一方で、P17L9では、海洋生物について種指定ではなく保護地域制度を使って保全を推進すると記述されているものの、種指定に関する記述が原案にはなくバランスを欠いている。付帯決議に即して、海洋生物の種指定を積極的に進めることを明記すべきである。	付帯決議にも記述されているように、海洋生物については、まず科学的見地に立ってその希少性評価を適切に行う必要があります。また、海洋生物の場合も、本項目の方針を踏まえて、必要な種指定を推進する必要があると考えます。	1
66	【国内希少野生動植物種の保存の取組】 生息地等の保護区として、無人島まるごとを保護島として、生態系の保全を図ってはどうか。 ガラバゴス諸島のように、種の保全ができると思われるため。	生息地等保護区については、対象とする種の生息・生育状況を踏まえてきめ細かに指定の推進を行うことが重要と考えます。	1
67	15頁32行の「そのため、」の前に、「しかしこれまでの生息地等保護区の指定はきわめて不十分であり、今後はより積極的な指定に向けて努力する必要がある。」という一文を加える。 生息地等保護区の指定は絶滅危惧種の保全のために有効な手段であるが、現実的にはなかなか指定が進んでいない。従って、指定に向けての積極的な姿勢を示しておく必要があると考えるため。	御意見を踏まえつつ、種指定の進捗との兼ね合いもあることから、「そのため」を「現在、生息等保護区は9カ所に止まっているが、今後国内希少野生動植物種の指定の推進も踏まえ」に修文いたします。	1
68	16頁1行の後に、「生息地等保護区の指定についても、国民による提案の制度を検討整備する。」という一文を加える。 ある種が国内希少野生動植物種に指定されても、その生息地等が保護されないと、種の保全の実効性には乏しい。今回、「国内希少野生動植物種の選定にあたっては、国民による提案を、規制が必要な根拠とともに受け付ける体制を整備する」（15頁20～21行）というのだから、より種の保全の実効性をあげるためには、生息地等保護区の指定についても、国民による提案性を導入することが望ましいと言えるため。	保護区域の設定にあたっては、土地所有者等特定の者の所有権や財産権とも関係する事から、その検討にあたっては慎重な対応が必要と考えております。	1
69	16ページ【国内希少野生動植物種の解除について】 解除の検討にあたっては、個体数減少の可能性のみならず、生息地における他の絶滅危惧種に対しての、アンブレラ種やフラグシップ種としての役割が失われないように配慮する。	国内希少野生動植物種は、絶滅のおそれのある野生動物の種として規制等をかける必要がある種を指定するものであり、他の絶滅危惧種への何らかの効果を求めるものではありません。	2
70	16頁23～26行目 以下のとおり挿入。 「カテゴリーが準絶滅危惧（NT）へとダウンリストし、次のレッドリストの見直しにおいても絶滅危惧Ⅱ類（VU）以上に選定されない場合、「希少野生動植物種保存基本方針」の規定を踏まえ、その種の生息状況が国内希少野生動植物種に対する法的保護にもはや依存していないことの裏付けを含めた解除による種への影響について検討し、その結果に基づき指定解除の是非を判断する。」 解除による種への影響は副次的なものを含め広汎にわたるが、もっとも基本的な事柄は明示しておくべき。	「法的保護にもはや依存していないことの裏付け」がどのようなものを想定されているか定かではありませんが、特に解除による個体数減少の可能性については十分な検証に努める旨、記述しています。	1
71	ダウンリストングについては、国際的な知見を考慮すべき。国際的なリストのランクと国内のリストランクの整合性が取れていない。同種または近縁種などについてIUCNレッドリストのカテゴリー対象種と国内リストとのあいだの整合性を取るべき。	レッドリストのカテゴリー選定については、IUCNが世界規模で種の絶滅のおそれの度合いを評価しているのに対し、環境省レッドリストは、我が国における生息生育状況から評価するものであるため、選定結果が異なることもございます。	1
72	16ページ「（2）他法令の保護地域制度等の活用」 「自然環境保全地域」に関する施策を具体的に（例えば、国立公園同様に、地域区分の見直し、区域の拡充など）に記述すべき 生物多様性保全の保護地域の制度としては最も重要な制度であり、種の保存法と連携して活用が必要であるため、具体的な施策の方向性を記述すべき。	ご意見を踏まえ、鳥獣保護区、国立公園の記述に加えて、自然環境保全地域について以下の記述を追記いたします。 「自然環境保全地域内に生息・生育する絶滅危惧種については、その生息・生育状況の変化等の把握に努め、必要に応じて拡張等の見直しを検討する。また、自然環境保全地域に近接する地域等、自然環境保全地域外に生息・生育する絶滅危惧種については、その生息地・生育地を対象に、自然環境保全地域の指定要件に照らして必要な拡張や新規指定を検討する。」	1
73	16頁40行目 末尾に以下のとおり挿入。 「希少鳥獣を特に指定して管理する計画を策定・実施する場合は、種の保存法の趣旨を踏まえて、個体群の長期的存続を図るために特に十分な配慮措置をとるものとする。」 鳥獣保護法上の希少鳥獣も事実上絶滅危惧Ⅰ・Ⅱ類から選定されており、そこにいう「希少」性は、種の保存法上の「絶滅のおそれ」と基本的に一致すると考えられる。したがって、両法令のあり方・運用に矛盾があってはならない。	国指定鳥獣保護区の指定にあたっては、種の保存法の目的にも留意することが重要であり、「絶滅危惧種の生息・生育環境の保全にも配慮しつつ、区域の指定・更新を行う」こととしております。	1
74	国立公園内といった保護区域において、どんぐりの木といった実のなる木の植樹や移植を行ってはどうか。 環境変動による野生の木の実といった食物の不作などから、山から下りてきて市街地などに熊が現れ、畑やゴミを漁るといった事態も生じているため。	市街地などに熊が下りてこないように、木の実のなる木を植えることは一つの対策方法ではありますが、他の地域の木を持ち込んで植えることによる遺伝的な攪乱や場所毎における必要性の検討など、専門的知見を元に判断することが必要になると考えています。	1
75	17ページ9～18行目 海洋生物の保全のためには他国との協力も必要のため、ボン条約を採択して国際的な枠組みの中でアカウミガメなどの絶滅危惧種の保全を進めていく必要がある。	ボン条約については、我が国は捕獲が禁止される動物について意見を異にする部分があるため、本条約を批准していませんが、継続的な情報の収集に努めることとしています。	1
76	17ページ「（3）保護地域以外での保全の取組」 里地里山について、農地としての復元利用が不可能な耕作放棄地において、自然再生事業等を活用して、草地環境などを再生する取組も必要 農地としての復元利用が不可能な耕作放棄地は平成22年度の推計値で約14.4haも存在している。この場所は里地里山が主であり、そこで失われつつある草地環境の創出に有効な場所と考えられる。	絶滅危惧種の生息・生育の場でもある里地里山において、耕作放棄地に対する取組は絶滅危惧種の保全上重要と考えておりますが、耕作放棄地に対する取組は、自然再生事業にとどまらず、その立地や自然環境を踏まえ地域の環境や農業施策に基づき地域特性を踏まえた幅広い取組が有効と考えますので、原案のままにいたしますが、頂きましたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	2

No.	意見要旨	意見に対する考え方	意見数
77	17ページ22行目 「各地で実施されている取組」を「国内外の事例や制度」に修正する 保護地域外の保全を推進する仕組みは重要であり、国内外の先進事例や制度を幅広く検討する必要があるため、その方針をより明確化させた方がよい。例えば海外の事例では、EUで行われている「ステューワードシップ」や、英国の「SSSI」など、農林業の中で絶滅危惧種保全を含む生態系保全を推進させるためのインセンティブとモニタリングをセットにした制度の事例がある。国内においては、保全のため土地所有者と保全活動団体の協定を促進させるための基金を制度化している京都の条例のような国内の事例を検討し、国における適用の可能性を積極的に検討する必要がある。	当該箇所は、種に着目して保全に関する技術的な知見等を収集し、広く情報共有を図ることを目的としていることから、国内における取組が基本となると考えられるため、原案のままといたします。	1
78	17ページ～「(4) 保全手法及び保全技術の開発と普及」 生息域外保全について、国際希少野生動物種の違法輸入生体が没収された場合で、輸出国等の受入れが困難な場合には、国内の動物園・水族館等施設にて適切に飼育し、遺伝子の保全に貢献すべきである。	本保全戦略において、生息域外保全は生息域内保全の補完として位置づけられており、その実施にあっては様々な要素を考慮する必要があることから、外国に生息する絶滅危惧種を国内の施設で飼育することの位置づけについては、更なる検討が必要と考えます。	1
79	18ページ12～19行目 修正案：下記とする。 「生物多様性ツシマヤマネコやライチョウ等の国内希少野生動物種をはじめとする絶滅危惧種に限り、その生息域外保全の取組を推進するための協力体制をより一層強化していく。」 「生息域外保全」については、それを理由に動物を野生から捕獲し展示することを危惧しており、様々な動物が「生息域外保全」を理由に捕獲・展示されることを危惧しています。すでに生息地域が破壊されている動物を、捕獲・収容し、ついでに“展示し”ようというのが生息域外保全の主目的にならないよう、していただきたい。生息域の保全のほう人間や環境、後世のために大切です。	生息域外保全の実施にあたっては、様々な要素を慎重に考慮する必要がある一方で、生息域外保全の目的には「保険としての種の保存」や「科学的知見の集積」もあることから、原案のままといたします。	2
80	最悪の場合を想定し、絶滅した種の遺伝子を保全する試みを推進してはどうか。例えば、スーパーコンピュータ京を用いて絶滅危惧種の細胞からDNAを解析してはどうか。 保全、保護、繁殖に失敗するという可能性もあり、将来、クローン技術により再生ができるようになるなら、今から絶滅危惧種のDNA情報は蓄積していた方がよいと思うため。	絶滅危惧種の保全は、その種の生息・生育地内における保存を図ることが基本と考えていますが、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	1
<b>3. 多様な主体の連携及び社会的な理解の促進</b>			
81	19ページ 【個々の保全の取組における連携】 現状、地方自治体がそれぞれの条例で、取り組んでいる地域の絶滅のおそれのある種の取組が、国の種指定によって促進する仕組みを盛り込むべきである。 自治体が条例で定めている希少種保護の取り組みの対象種としては、種の保存法の指定種を除外している例が見受けられる。法による指定が、これら自治体による指定解除に向かうことなく、自治体が行っている保全事業が、国の認定事業等に移行できるように配慮が必要。	絶滅危惧種の保全に関する条例のあり方については、各地方公共団体において判断されるべきものと考えます。	2
82	19ページ14～15行 「捕獲・採取・レジャー庄のある絶滅危惧種について」に改めるべきである。	当該箇所は保全の取組の例を挙げているものですが、種に対する直接の捕獲・採取庄と生息・生育地のレジャーによる影響とは性質が異なるため、原案のままといたします。	1
83	19ページ～「(2) 社会的な理解の促進」 ペットや野生生物由来の物を購入したり、原材料として使用したりする消費活動が、国際的に絶滅の危機にさらされている生物に影響を与えることについても、具体的な取組として普及すべき。	本保全戦略は、わが国に生息・生育する絶滅危惧種を対象とし、その保全を全国的に推進することを目的として策定するものであることから、国際希少野生動物種について言及しませんが、改正法の周知等により、適切な流通について普及広報を図っていきます。	1
84	教育活動、広報活動の充実については、法律に基づく取り組みとして具体的に記述すべき。また、文部科学省とも協力して学校教育の中でも積極的に推進すべきである。 2013年に改正された種の保存法に新たに条項が加わった。種の絶滅を防ぐことが、国民の健康で文化的な生活につながることに留意した普及教育活動がことに望まれる。種の絶滅、生物多様性の確保、生態系サービスの維持・回復といったテーマが関連づけて論じられるよう、環境省が関係省庁と連携しながら進めるべき施策である。	御意見を踏まえ、以下の文を追記いたします。 「平成25年の種の保存法の改正においても「国は、最新の科学的知見を踏まえつつ、教育活動、広報活動等を通じて、絶滅のそのある野生動物種の種の保存に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。」とする条文が追加されたところである。」 なお、学校教育とも関連する環境省の取組として、教育の教材としても活用可能なパンフレットの作成について言及しているところです。	1
85	19ページ34～40行目 「社会的理解の促進」のため、絶滅危惧種がおかれている危機の状況や保全の必要性等の従来型の広報に加え、絶滅危惧種の保全が、今日、まちの活性化、持続可能なまちづくりへの重要な契機となることを社会に訴える。 現在、豊岡市をはじめ各地で、絶滅危惧種の保全に貢献するかたちで生産された農産物をブランド化する例も出てきている。	御意見を踏まえ、ブランド米の取組に言及し、地域全体として絶滅危惧種の保全とその活用を図る取組の事例も収集し、紹介していく旨、追記いたします。	1
86	20ページ5行目 「地域のNGO等」を「NGO・NPO等」に変えるべき。 国際希少種保全の普及啓発を進めるため、「地域」に限定すべきではない。	ご意見を踏まえ、「NGO・NPO等」に修正します。	1
87	20ページ17～19行目 生物多様性保全活動に関する民間主導の表彰制度の例として、(公財)日本生態系協会が、環境省・文部科学省・国土交通省・農林水産省等の後援を受け主催している「全国学校・園庭ビオトープコンクール」を明示し加える。	ご意見を踏まえ、「「全国学校・園庭ビオトープコンクール」(主催：(公財)日本生態系協会)」について追記いたします。	1